

第 1 章 計画の基本的事項

1 . 策定の主旨

これまでの環境行政においては、大気汚染などの典型 7 公害 に対しては環境汚染物質の排出規制など、開発による自然破壊に対しては土地利用や施設設置の規制など、規制型の環境行政を行ってきました。典型 7 公害に代表される従来の環境問題は、その因果関係（原因と被害）が明確であり、公害や自然破壊を引き起こす特定の原因に対する行政の規制・指導により、一定の改善が進みました。

しかしながら、従来の環境問題が完全に解決しないまま、現在私たちは新たな環境問題に直面しています。

今日の環境問題としては、地球温暖化、オゾン層の破壊といった地球規模の環境問題、廃棄物の増大などの都市・生活型公害、生態系の破壊や身近な自然の消失といった自然環境問題があげられます。これらの問題は我が国の経済規模の拡大に伴って、人口や経済社会活動がさらに都市へと集中を続けたことや、社会経済構造や個人のライフスタイルが大量生産・大量消費・大量廃棄型へと定着したことを背景としています。また、近年では、内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）などの未規制化学物質による人体等への影響の懸念が社会問題化しています。

このように、今日の環境問題は、今日のみならず将来においてもその影響が懸念されるとともに、地域の問題から地球規模の問題までを含む非常に多岐にわたるものとなっているうえ、地球温暖化問題に代表されるように、温暖化ガスの排出者である私たちが原因者であると同時に、その影響を被る被害者になり得るといふ状況にあり、問題の構造が複雑になっています。

典型 7 公害

大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、及び悪臭の 7 つの公害。

内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）

環境の中であって生物の生殖機能を乱すとされる化学物質のことで、ごく微量でも生体内に入るとホルモンに似た働きをし、生殖器の発達や性行動に影響を及ぼす。汚染の実態や因果関係などはまだはっきりしない面が多く、世界的に研究・調査が進められている。

本市においても、大気汚染や悪臭、水質汚濁などといった従来からの問題に加え、ダイオキシン類などの有害化学物質による汚染の懸念、ごみ処理対策や開発に伴う自然環境の保全、さらに、身近な自然とのふれあいやうるおいある空間に対する意識の高まりへの対応といった課題があげられます。

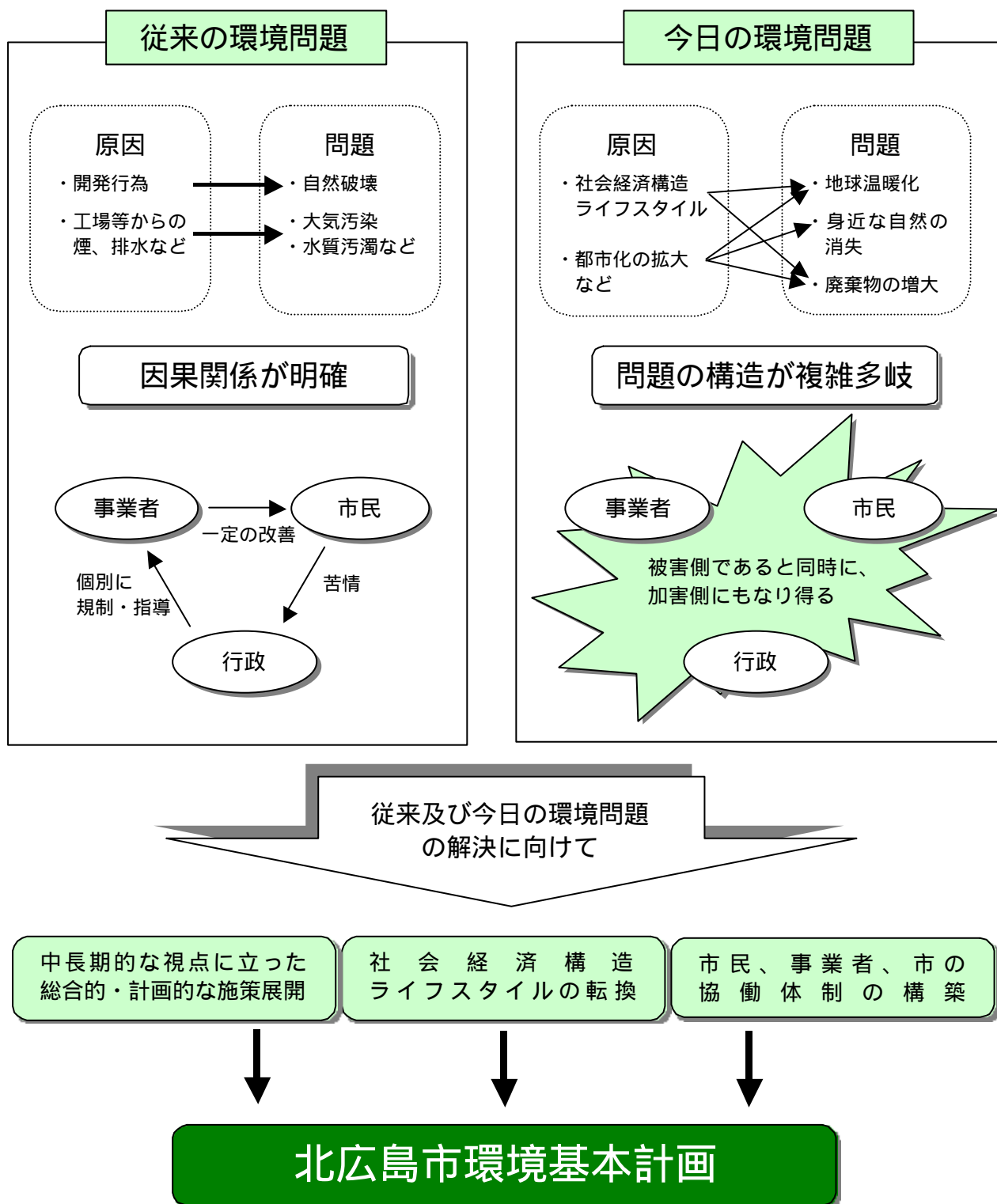
こうした地域の課題や自然的社会的条件を踏まえ、引き続き対策を行っていく必要のある従来の環境問題とともに、地球環境問題などの新たな環境問題までを含めた広範な環境問題に対応していくためには、従来の公害対策を中心とした環境行政だけでなく、環境保全・創造のための多角的な施策手法の展開を図っていく必要があります。また、市のみならず市民、事業者においても、社会経済構造及びライフスタイルの転換、協働体制の構築といった地道で継続的な取組を進めることが求められています。

こうしたことから、中長期的視点に立った総合的かつ計画的に施策を展開するための指針となる「北広島市環境基本計画」を策定しました。

ダイオキシン類

極めて毒性の高い有機塩素化合物で、ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF)、コプラナーPCBの総称。

策 定 の 背 景



2 . 計画の目的、役割、位置づけ

(1) 目的

本計画は、「北広島市環境基本条例」の基本理念を実現するために、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画です。

北広島市環境基本条例の基本理念

(基本理念)

第 3 条 環境の保全及び創造は、人類の存続基盤である限りある環境の恵沢を現在及び将来の世代が享受するとともに、良好で快適な環境が将来にわたって確保されるよう、適切に推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然の共存を基本として、環境への負荷の少ない持続可能な社会への実現に向けて、市、市民及び事業者の公正な役割分担のもとに自主的かつ積極的な取組として行われるとともに、科学的な知見の充実に努めながら、総合的かつ計画的に進められなければならない。

3 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境と密接に関連していることから、地域での取組として進められなければならない。

「北広島市環境基本条例」より抜粋

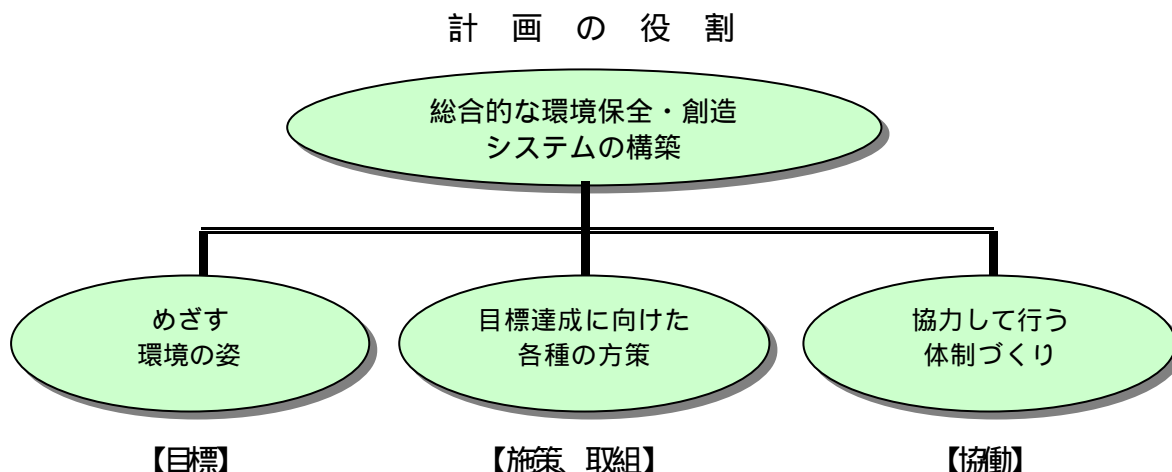
(2) 役割

本計画の役割は、本市の「総合的な環境保全・創造のシステム」を構築することにあります。その内容は、以下のとおりです。

総合的・体系的な目標を設定することにより、地域の環境についてめざす姿を明確に示し、市民、事業者、市の共通認識を確保します。

数々の方策を集約するとともに、施策の体系化を図り、計画の目標達成の実効性を確保します。

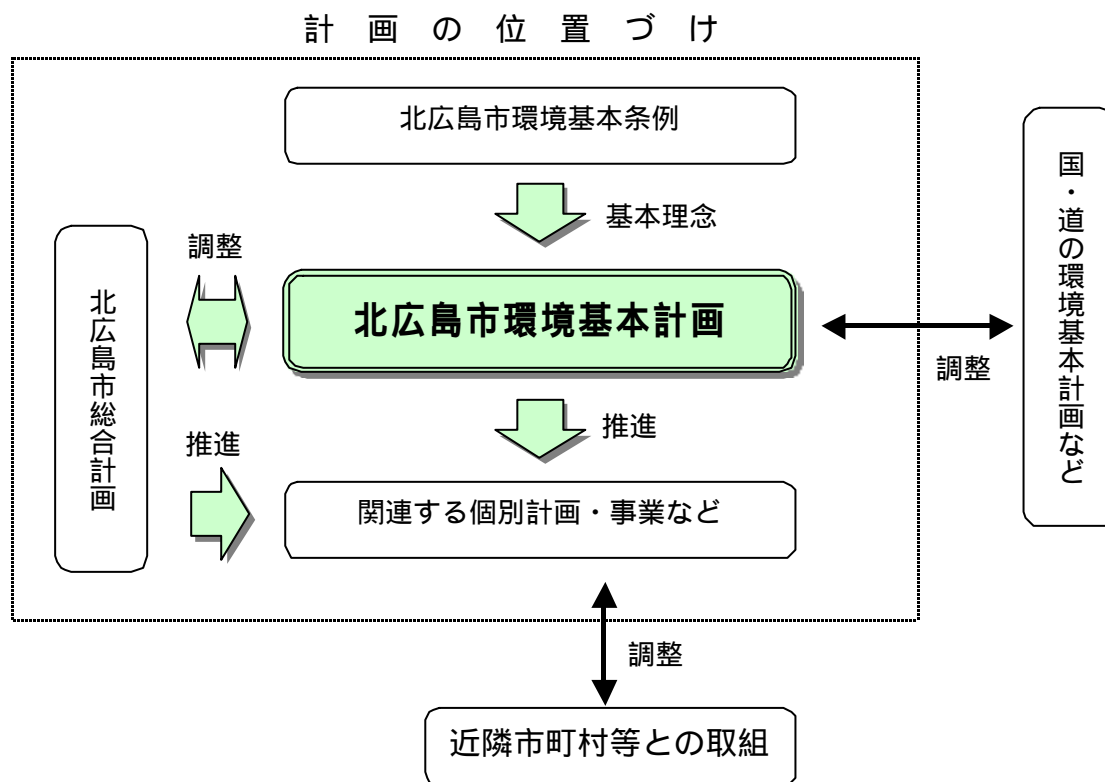
市民、事業者、市それぞれの責務を明確にし、各主体による自主的な環境管理の定着を図るとともに、3者の協働を図ります。



(3) 位置づけ

本計画は、今後のまちづくりにおいて、環境に関する基本的な方向を定めた計画と位置づけます。したがって、まちづくりの総合的な計画である「北広島市総合計画」との整合性を図りながら、本計画を進めていきます。また、環境に関連する本市の個別計画・事業などは、本計画に基づいて進められます。

なお、近隣市町村等との取組については、個別計画・事業の中で調整を図っていきます。



3 . 計画の枠組み

(1) 計画の推進

本計画の推進期間は 10 年間とし、本計画に掲げる「環境施策」に沿って、市は環境の保全と創造に関する施策、取組を展開していきます。

また、環境の保全と創造には、市民、事業者、市の協働が欠かせないことから、これまでの市の計画などと異なり、市が進める施策だけでなく、市民、事業者、市それぞれの環境の保全及び創造に向けた実践すべき行動の指針を「行動指針」として示します。さらに、市内各地区の状況にあわせた配慮すべき重点的な取組を「地区別の重点的取組」として示します。

(2) 計画の目標と達成時期

本計画は、現在私たちが受けている環境からの恵みを守り育て、将来の世代へと受け継いでいこうとするものです。したがって、現在に生きる私たちの利益だけを優先することなく、将来を長期的に展望する必要があります。

このため、おおむね 50 年後の 21 世紀なかばを展望して、「めざす環境の姿」を設定します。

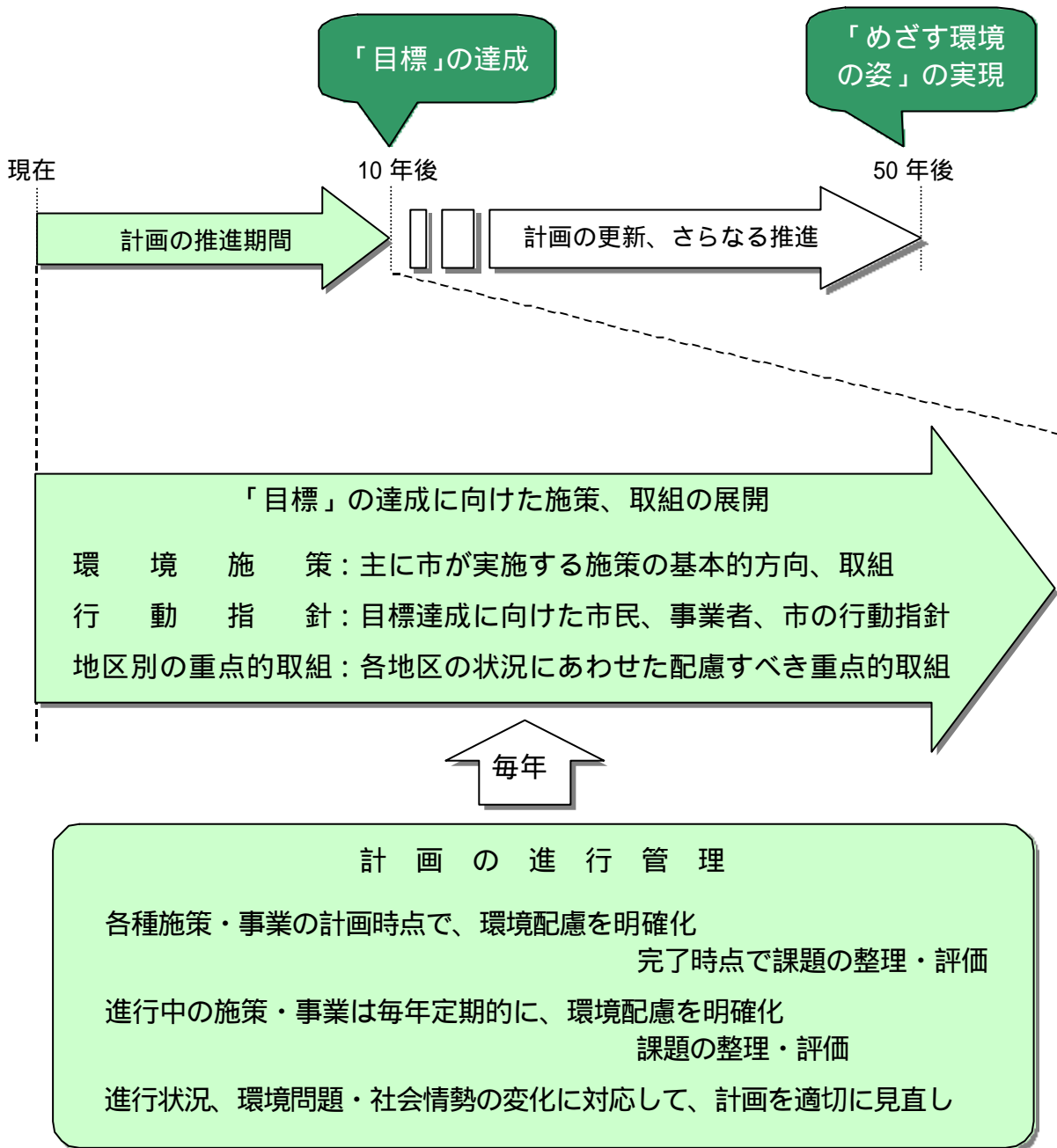
そして、「めざす環境の姿」の実現に向け、計画の推進期間である今後 10 年間に具体的に達成すべきこととして「目標」を掲げます。本計画は、この 2 段階の目標に沿って、推進していきます。

(3) 計画の進行管理

本計画の実効性を確保するため、計画の進行状況を毎年定期的に把握、評価を行い、着実な進行を図ります。関係部局においては、各種施策・事業を推進していくうえでの具体的な環境配慮を計画時点において、できるだけ定量的に明確化し、施策・事業の完了時点で課題の整理・評価を行うとともに、進行中の施策・事業については毎年定期的に環境配慮の明確化と課題の整理・評価を行うものとします。

なお、進行状況の評価に基づき、環境問題を取り巻く状況の変化や社会情勢の変化に対応した計画の見直しを適切に行っていくものとします。

計画の推進、目標と達成時期、進行管理



(4) 計画の対象

良好な環境を守り育てていくためには、すべての市民、事業者、市がそれぞれの責務を自覚し、各自の役割を果たしていくことが極めて重要です。

現代における重要なキーワードのひとつである環境という言葉は、近年様々な分野において使われており、その範囲も幅広いものとなっています。本計画では、環境を大切にするとつくりを対象とし、環境を大切にしたまちづくりを進めていきます。

そこで、本計画においては、計画の対象を次のように捉えていきます。

計 画 の 対 象

